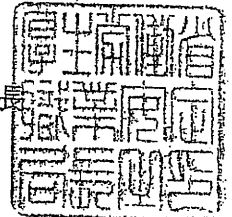




職発第0926001号  
平成18年9月26日

都道府県知事  
各 指定都市市長 } 殿  
中核市市長

厚生労働省職業安定局長



雇用促進住宅の購入及び同住宅からの退去者の  
公営住宅等での受入れについて（依頼）

職業安定行政の推進につきまして、日頃より格別のご配慮を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、ご承知のとおり、雇用促進住宅につきましては、「特殊法人等整理合理化計画」（平成13年12月19日閣議決定）において、「現に入居者がいることを踏まえた早期廃止のための方策を検討し、できるだけ早期に廃止」とされ、また、「規制改革・民間開放に関する第2次答申」（平成17年12月21日）において「民間事業者等の知見・ノウハウを活用しながら、譲渡・廃止の完了までの間の総収益の最大化を図りつつ、閣議決定に従い現に入居者がいることを踏まえた上で、できるだけ早期に譲渡・廃止すべき」とされたところであり、同住宅を廃止するまでの間、（独）雇用・能力開発機構において暫定的に運営しているところです。

つきましては、下記につき、御高配をいただきますようお願いいたします。

また、管下市区町村及び関係機関へも、本通知の趣旨についてご配慮いただけるよう、本通知を回送等していただきますよう重ねてお願いいたします。

なお、下記2については、国土交通省と協議済であることを申し添えます。

記

1 雇用促進住宅の購入について

雇用促進住宅は、住宅建設五箇年計画の中にも位置付けられ、各市区町村等からの要望を元に都道府県知事の推薦を受け、当時の労働省が設置決定し、雇用促進事業団が設置・運営を行ってきたものであり、低所得の勤労者等の

住宅として、公営住宅に代替する機能を果たしてきたものとの評価もされているところでは、

また、活用方法についても、平成15年10月31日付け通達「雇用促進住宅の譲渡及び社会福祉分野における活用について」でお示ししたとおり、現行と同様な勤労者等のための公的な住宅としての運営のほか、低所得者、失業者、高齢者、障害者、母子家庭等を入居させる運営方法、グループホームとして活用する方法、有料老人ホームや高齢者用住宅、障害者用住宅として改造して利用する運営方法など、地方公共団体等の政策に基づき、多様な運営方法が考えられ、公的な住宅等として利用する場合、譲渡価格を不動産鑑定評価額から最大で5割減額した上で譲渡できることとしております。

つきましては、設置経緯等を踏まえつつ、再度購入についてご検討をお願いいたします。

なお、社会福祉法人からの譲受け希望があり、地方公共団体の推薦を受け、減額した価格により譲渡する又は同様な方法による譲受けについての問い合わせも増えてきておりますので、地域の社会福祉法人とも連絡をとりつつご検討いただくようお願いいたします。

## 2 雇用促進住宅からの退去者の公営住宅等での受入れについて

雇用促進住宅については、上記閣議決定に基づき、(独)雇用・能力開発機構において譲渡・廃止を進めているところではありますが、譲渡先が見つからない場合は当該住宅を廃止するため、入居者に退去いただくことが必要となってきます。

また、(独)雇用・能力開発機構において、平成15、16年度に実施した耐震診断の結果、耐震改修を施工しても耐震基準を満たすことができない棟が存在することが判明し、その棟の入居者の早急な退去を促進しており、全員退去後は取り壊すこととしております。

雇用促進住宅の入居者は、世帯年収500万円未満の者が8割、60歳以上の高齢者世帯が1割以上となっているなどの状況にあり、雇用促進住宅からの退去後の住宅の確保に困難を極めるものと考えられるところです。

つきましては、上記閣議決定及び耐震診断結果に基づく雇用促進住宅の廃止に伴う退去者のうち、住宅に困窮する低額所得者で特に困窮度の高い者については、公営住宅法第25条第1項の規定に基づく入居者の選考において優先的に取扱いいただくよう特段の御配慮をお願いいたします。

また、公営住宅法に基づく公営住宅以外の公的住宅への受入れにつきましても、あわせて特段の御配慮をお願いいたします。